

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令  
 独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令(平成十五年厚生労働省、農林水産省、令第三号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後		改正前	
(主務大臣)			
<p>第六条 独立行政法人水資源機構法施行令(以下この条において「機構法施行令」という。)第十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)
房総導水路施設緊急改築事業	(略)	(略)	(略)
成田用水施設改築事業	成田用水施設改築事業の対象である施設	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(主務大臣)			
<p>第六条 独立行政法人水資源機構法施行令(以下この条において「機構法施行令」という。)第十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)
房総導水路施設緊急改築事業	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)

附則  
 この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四号

船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)第五条第二項、第十四条第一項及び第二十八条の二の規定に基づき、並びに第十三条の規定を実施するため、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月二十一日

国土交通大臣 石井 啓一

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令  
 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応し掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後		改正前	
(海技免許の申請)			
<p>第三条 海技免許を申請する者は、第二号様式による海技免許申請書に次に掲げる書類を添えて、最寄りの地方運輸局又はその運輸支局若しくは海事事務所(以下「地方運輸局等」という。)のうち国土交通大臣が指定するものを経由して国土交通大臣に提出しなければならない。</p>			
一 (略)	一 (略)	一 (略)	一 (略)
二 二級海技士(航海)若しくは二級海技士(機関)の資格又はこれらより下級の資格についての海技免許を申請する者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の高等学校若しくは中等教育学校、海員学校の本科若しくは専修科、独立行政法人海員学校の本科若しくは専修科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科若しくは専修科を卒業した者(高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者)にあつては海員学校を卒業した者、独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科若しくは専修科を卒業した者、独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の乗船実習科、独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の乗船実習科、独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の乗船実習科を修了した者に、海員学校の専修科を卒業した者にあつては平成六年以後に卒業した者に限る。次号及び第四条第二項において同じ。)で四級海技士(航海)	二 二級海技士(航海)若しくは二級海技士(機関)の資格又はこれらより下級の資格についての海技免許を申請する者(海員学校の本科若しくは専修科、独立行政法人海員学校の本科若しくは専修科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科若しくは専修科を卒業した者(海員学校の本科を卒業した者、独立行政法人海員学校の本科を卒業した者及び独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科を卒業した者)にあつては海員学校の乗船実習科、独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科を卒業した者及び独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の乗船実習科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の乗船実習科を修了した者に、海員学校の専修科を卒業した者にあつては平成六年以後に卒業した者に限る。次号及び第四条第二項において同じ。)で四級海技士(航海)	二 二級海技士(航海)若しくは二級海技士(機関)の資格又はこれらより下級の資格についての海技免許を申請する者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の高等学校若しくは中等教育学校、海員学校の本科若しくは専修科、独立行政法人海員学校の本科若しくは専修科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科若しくは専修科を卒業した者(高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者)にあつては海員学校を卒業した者、独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科若しくは専修科を卒業した者、独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の乗船実習科、独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の乗船実習科、独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の乗船実習科を修了した者に、海員学校の専修科を卒業した者にあつては平成六年以後に卒業した者に限る。次号及び第四条第二項において同じ。)で四級海技士(航海)	